

「大学発スタートアップにおける経営人材確保支援事業

—MPM : Management Personnel Matching program—」

に係る公募要領

(2023年4月18日)

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

イノベーション推進部

### 【受付期間】

2023年4月18日（火）～2023年5月29日（月）正午アップロード完了

### 【提出先および提出方法】

■Web 入力フォームから、必要情報の入力と提出資料のアップロードを行ってください。

＜Web 入力フォーム＞

[https://app23.infoc.nedo.go.jp/koubo/qa/enquetes/mpm\\_2023](https://app23.infoc.nedo.go.jp/koubo/qa/enquetes/mpm_2023)

■他の提出方法（持参・郵送・FAX・電子メール等）は受け付けません。

■再提出は受付期間内であれば何度でも可能です。同一の提案者から複数の提案資料が提出された場合は、最後の提出のみを有効とします。

■提出時に受付番号を付与します。再提出時には、初回の受付番号を入力してください。また、再提出の場合は再度、全資料を再提出してください。

■アップロードファイル名は、半角英数字としてください。

■アップロードするファイルは、全てPDF形式で、1つのzipファイルにまとめてください。

### 【留意事項】

■登録、応募内容確認、送信ボタンを押した後、受付番号が表示されるため、受付期間内に完了させてください。

■入力・アップロード等の操作途中で提出期限を過ぎて操作が完了できなかった場合は、受け付けません。

■通信トラフィック状況等により、入力やアップロードに時間がかかる場合があります。特に、提出期限直前は混雑する可能性がありますので、余裕をもって提出してください。

## 目次

	頁
1. 件名	1
2. 業務概要	1
3. 応募要件	4
4. 対象経費	5
5. 提出期限及び提出先	7
6. 秘密の保持	10
7. 説明会の開催	10
8. 委託先の選定	11
9. 留意事項	13
10. 問い合わせ	18
11. NEDO事業に関する業務改善アンケート	18

### 【関連資料】

別添1. 仕様書 (PDF)

様式1. 提案書 (パワーポイント)

添付資料1. 利害関係の確認について (ワード)

添付資料2. 再委託理由及びその業務内容 (ワード)

添付資料3. ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況について (ワード)

添付資料4. NEDO事業遂行上に係る情報管理体制等の確認票 (ワード)

参考資料1. 提案資料作成要領 (PDF)

参考資料2. 契約に係る情報の公表について (PDF)

参考資料3. 秘密情報等の管理に係る特別約款 (PDF)

「大学発スタートアップにおける経営人材確保支援事業  
—MPM : Management Personnel Matching program—」  
に係る公募について  
(2023年4月18日)

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「NEDO」という。）は、下記業務の実施者を一般に広く募集いたします。本業務への応募を希望される方は、本公募要領に従いご応募ください。

## 1. 件名

「大学発スタートアップにおける経営人材確保支援事業  
—MPM : Management Personnel Matching program—」

## 2. 業務概要

### 2-1. 業務の目的・内容

我が国の開業率は諸外国と比較して低い水準にあり、新規起業・スタートアップを起点に、経済を活性化させていくことができていません。産業の新陳代謝を活性化させるためには、スタートアップの量産が必要不可欠であり、起業を促すための施策が必要です。

起業が少ない原因として、起業家マインドを育てる環境が未だ十分でないことが考えられ、起業を促すための人材育成・アントレプレナー支援プログラムを拡充し、地方も視野に入れて裾野を拡大していくことが必要です。特にディープテック分野では、大学等<sup>1</sup>において、優れた技術シーズを掘り起こす新たな施策が必要です。

加えて、我が国の大学は、米国と比較すると、取得特許数に比してスタートアップ設立数が少ない傾向にあり、良い技術シーズがあっても事業化する意識が低いことや、代わりに事業化・事業運営する人材が少ないことがその要因の一つとなっています。

以上のことから、研究開発型スタートアップの活性化に向けては、日本のスタートアップエコシステムの底上げとともに、大学等にあるシーズの掘り起こしの確度を高め、新規産業・雇用の創出に繋げることが重要です。

本事業では、NEDO のミッションである「エネルギー・地球環境問題の解決」と「産業競争力の強化」の一環として、ディープテック分野での人材を発掘し、起業家を育成すると共に、大学発スタートアップ<sup>2</sup>において、自らが起業またはスタートアップの経営者として参画することを志向する人材の確保を支援することにより、大学発スタートアップの創出、育成を図り、経済活性化、新規産業・雇用の創出につなげることを目的として

---

<sup>1</sup> 日本国内の大学、高等専門学校、公的研究開発機関及びこれらに準ずる機関とします。

<sup>2</sup> 大学等の技術シーズを基にした日本国内に登録されているスタートアップ（その事業活動に係る主たる技術開発及び意思決定のための拠点を日本国内に有するもの）とします。

実施します。特に、起業家候補人材の活動状況等を適宜把握することで、起業家に係る人材の育成等に資する知見の蓄積も図ることとします。

具体的には、経営人材を発掘し、大学等の技術シーズ・大学発スタートアップとのマッチング等を実施していただくことで、大学発スタートアップの経営人材獲得ルートの多様化を目指します。ここでいう「マッチング」とは、経営人材が大学発スタートアップとイベントや個別紹介等で「出会い」、双方が双方を理解し合い具体的な伴走支援等の「関係構築」に進み、スタートアップの成長と一緒に担いスタートアップの設立もしくは経営への参画等の「意思決定」に至るまでの態様を想定しています。

なお、「経営人材」とは、自らが起業またはスタートアップの経営者として参画することを志向する人材で、スタートアップの成長にとって不可欠なビジネス経験や知識等を有する人材であり、Chief Executive Officer (CEO) 候補人材等を想定しますが、その役割を担える人材を広義に捉え、経営参画する強い意志がある人材、将来の経営を担うための経験や知識を習得している人材、さらに広義の Chief Operating Officer (COO)、Chief Financial Officer (CFO)、Chief Technology Officer (CTO) 等のいわゆる CXO 人材等を含めます。

また、本事業では、大学等の技術シーズを保有する者、及びそれらを基にした、経済産業省所管の鉱工業技術（例えば、ロボティクス、AI、エレクトロニクス、IoT、クリーンテクノロジー、素材、医療機器、ライフサイエンス、バイオテクノロジー技術、航空宇宙等。ただし、医薬・創薬、原子力技術に係るものは除く）の開発に取り組む研究開発型大学発スタートアップをマッチング対象とします。

## (1) 実施項目

本事業の実施者には、以下の①～④の業務を行なっていただきます。詳細は「別添1. 仕様書」を参照してください。

- ①経営人材の発掘・育成
- ②経営人材と大学等の技術シーズ・大学発スタートアップのマッチング機会創出
- ③経営人材として経営参画するための環境整備
- ④取組内容及び実施結果等についての自己分析及び報告会等への参加

なお、具体的な実施内容及び方法は、採択決定後に本仕様書や提案書の内容等を基に NEDO と実施者の間において、協議の上、変更をする場合があります。

## (2) 実施目標

本業務で実施するマッチング創出数、大学発スタートアップ支援数について、下図の整理で、実施期間終了時点の KPI を設定してください。



### (3-2) 最終報告書

提出期限：2025年3月31日（月）

（契約期間を延長した場合はNEDOの指示に従うこと）

提出部数：電子媒体DVD-R（PDFファイル形式）1枚

提出方法：実施項目④等で指示のある報告内容を網羅した上で、成果報告書のフォーマットに従い作成し、当機構**担当者**まで提出してください。なお、本業務では、（3）に記載の通り、概要（主な取組等）についてはパワーポイント形式で別途取りまとめ、その他資料等も併せて提出してください。

※なお、上記報告書以外に、中間報告書と共に、中間年報の提出義務があります。それぞれ詳細は、「成果報告書・中間年報の電子ファイル提出の手引き」をご確認ください。

<https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/manual.html>

### 2-2. 実施期間

NEDOが指定する日から2025年3月31日（月）

### 2-3. 予算規模

1事業あたり 8,000万円以内

### 2-4. 採択予定数

8事業者程度

## 3. 応募要件

本件の応募が可能な実施者は、自らが起業またはスタートアップの経営者として参画することを志向する人材を発掘し、大学等の技術シーズ・大学発スタートアップとのマッチング等を実施すると共に、本事業の実施期間に関わらず中長期的にスタートアップの成長を支援でき、以下のaからdまでの全ての要件を満たすことができるベンチャーキャピタル（以下、「VC」という。）等が対象となります。

- a. 日本国内において、研究開発型スタートアップを支援する拠点等を有しており、日本の法律に基づく法人格が付された企業等であること。また、事業責任者は日本の居住者であること。（ここで言う居住者とは、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）（以下「外為法」という。）の居住者（特定類型該当者を除く）であること。）
- b. 当該業務又は関連業務についての実績を有し、かつ目的・目標の達成及び業務の遂行

に必要となる組織、人員等を有していること。また、大学等やスタートアップ等の情報漏洩、機微情報の取扱、外為法含む各種法令等に対して責任を持ってフォローアップできると共に、同等の責任を負える経営人材を人選できること。

- c. 当該業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤、資金等について十分な管理能力を有し、かつ情報管理体制等を有していること。
- d. NEDOが業務を推進する上で必要とする措置を、適切かつ迅速に遂行できる体制（職業紹介事業に相当する場合に必要な許可申請等の国の許認可を得ていることを含む）を有していること。

#### 4. 対象費用

対象となる費用は、本業務を進めるために必要な労務費、その他経費、間接経費、再委託費です。なお、マッチング対象先となる大学等や大学発スタートアップが取り組む研究開発に係る費用（機械装置等費、研究開発に携わる研究者等の労務費、その他経費等）は対象外です。各費用の詳細は、下記マニュアルを参照してください。

<[https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/manual\\_jimushori\\_2023.html](https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/manual_jimushori_2023.html)>

##### I. 労務費

- ・本業務では、a.経営人材獲得ルートの多様化を目指す提案者に含まれる従事者の労務費と、b.提案者が本業務を実施する際に計上したい経営人材の労務費を計上することができます。
- ・a、bについて、その役割等によって、「研究員費」「補助員費」として計上できます。「研究員費」と「補助員費」の区分やその他の詳細は、マニュアルを参照してください。
- ・労務費を計上する場合は、提案者等が整備している就業規則等を順守して計上してください（中間検査、確定検査等で確認）。なお、bに対する就業規則等の設計の考え方等については、提案書の実施項目③において説明してください。

<a.経営人材獲得ルートの多様化を目指す提案者に含まれる従事者の労務費>

- ・実施体制図に記載された従事者のみ計上することができます。
- ・本業務で実施する行為が、提案者の本来業務で実施している行為と同一もしくは類似である場合は、本業務と本来業務を明確に区別した上で、必要な経費を計上してください。

<b.提案者が本業務を実施する際に計上したい経営人材の労務費>

- ・実施計画書に記載された経営人材の人数相当を計上できます。人数については、NEDOと協議の上で事業開始後に実施計画変更届等の提出によって変更することができます。なお、本業務の目的を鑑みて、提案内容の範囲内で最大限の経営人材を支援してください。
- ・本業務期間中に労務費として計上できる経営人材一人あたりの上限額は、「1,000万円以



下」を目安とします。経営人材一人あたりの上限額は、Ⅱ④で整理する謝金と合算した上で、本業務期間中「1,000万円以下」を目安とします。なお、上限額には、旅費等は含まれません。

- ・「1,000万円以下」には、経営人材が行う、大学等の技術シーズ・大学発スタートアップのコア技術等の目利き行為や、ビジネスプラン作成やアドバイス等の行為への従事を想定しますが、従事内容については提案書の実施項目②において明記してください。従事内容によっては、事前にNEDOとの調整が発生する場合があります。
- ・労務費を計上した経営人材が、本業務を通してマッチングした大学発スタートアップにおいて、経営人材として経営に参画することが決まった場合は、本業務期間に限り、引き続き本対象経費として計上することができます。ただし、経営人材として経営に参画することが決まった時点までに、本業務で経営人材をマッチングする大学発スタートアップに対して、提案者及び経営人材が株式取得等の行為を行っている場合は、当該労務費等は対象外とします。
- ・本業務を通してマッチングする経営人材と提案者及び大学発スタートアップの利害関係の有無等については、事前に確認・調整した上で提案してください。
- ・本業務の経費を用いて実施するマッチング等の行為によって受益者（大学等、スタートアップ、関連事業者等）から紹介料や派遣料等を得ることはできません。

## Ⅱ. その他経費

### ① 消耗品費

- ・本業務の実施に直接必要な消耗品費等がある場合、購入に要する経費を計上することができます。

### ②旅費

- ・本業務では、Ⅰに記載のa.経営人材獲得ルートの多様化を目指す提案者に含まれる従事者の旅費、b.提案者が本業務を実施する際に計上したい経営人材の旅費を計上できます。
- ・本業務を実施するために必要となる旅費として、滞在費、交通費、諸費等を計上することができます。その際、提案者等が整備している旅費規程等を順守して計上してください（中間検査、確定検査等で確認）。
- ・本業務の実施に必要な知識、情報、意見等を収集するための国内、海外調査に要する滞在費、交通費、諸費等を計上することができます。
- ・本業務期間外に開催される NEDO主催の報告会等への参加に係る旅費は対象外とします。

### ② 外注費

- ・本業務の実施に必要な請負外注に係る経費を計上することができます（例えば、経営人材や大学等の技術シーズ・大学発スタートアップを募集するための広報経費、人材育成のための教育・研修プログラム実施や運営のための経費、マッチングイベント開催の会場設営や運営のための経費、専門的有識者等に規定等の監修を依頼するための経費等。）

- ・本業務の経費を用いて実施したイベント等の行為については、受益者（大学等、スタートアップ、関連事業者等）から協賛金等を得ることは可能ですが、対象経費としての計上に留意してください。

### ③ 諸経費

- ・上記の①、②のほか、本業務の実施に直接必要な会議費、委員会費、通信料、借料、図書資料費等の経費は計上することができます。
- ・経営人材に対して、専門家もしくは有識者への謝金として、当該行為に対する経費を計上することができます。ただし、謝金単価の算定根拠は、提案書に考え方を記載すると共に、支払いに係る規定等については、NEDOが確認できるように整理すること。経営人材一人あたりの上限額は、Iで整理した労務費と合算した上で、本業務期間中「1,000万円以下」を目安とする。なお、上限額には、旅費等は含まれません。
- ・上記、謝金として当該行為に対する経費を計上した経営人材が、本業務を通してマッチングした大学発スタートアップにおいて、経営人材として経営に参画することが決まった場合は、十分に関係整理をした上であれば、本業務期間に限り、引き続き本対象経費として計上することができます。ただし、経営人材として経営に参画することが決まった時点までに、本業務で経営人材をマッチングする大学発スタートアップに対して、提案者及び経営人材が株式取得等の行為を行っている場合は、当該経費等は対象外とします。
- ・なお、特許出願に関する費用は対象外とします。

### III. 間接経費

- ・本業務の実施に伴う委託先及び再委託先等の管理等に必要な経費を間接経費として計上することができます。
- ・間接経費率は事業者の種別によって設定することができます。

### IV. 再委託費

本業務の主たるマッチング業務等を第三者に委託するための委託費は認めません。それ以外の一部業務を第三者に委託することができます（例えば、経営人材や大学等の技術シーズ・大学発スタートアップ等を募集する業務、教育・研修プログラムを構築する業務等を想定）。当該経費の算定に当たっては、上記I～IVに定める項目に準じて行ってください。

- ・当該業務については、あらかじめ実施計画書に記載してください。
- ・再委託の額は原則として委託先との契約金総額の50%未満とします。

## 5. 提出期限及び提出先

本公募要領に従って「提案書」を作成し、その他提出資料とともに以下の提出期限までに提出先([Web入力フォーム](#))にファイルをアップロードする形で提出を完了させてください。

なお、それ以外の方法(持参、郵送、FAX又は電子メール等)による提出は一切受け付けません。ただし、NEDOから別途指示があった場合は、この限りではありません。

#### 5-1. 提出期限

公募期間：2023年4月18日(火)～2023年5月29日(月)正午

提出期限：2023年5月29日(月)12時(正午)アップロード完了

※応募状況等により、公募期間を延長する場合があります。公募期間を延長する場合は、NEDO ウェブサイトでお知らせいたします。

なお、NEDO公式Twitterをフォローいただくと、ウェブサイトに掲載された最新の公募情報に関するお知らせをTwitterで確認できます。是非、フォローいただき、ご活用ください。( <https://www.nedo.go.jp/nedomail/index.html> )

#### 5-2. 提出先 (Web入力フォーム)

[https://app23.infoc.nedo.go.jp/koubo/qa/enquetes/mpm\\_2023](https://app23.infoc.nedo.go.jp/koubo/qa/enquetes/mpm_2023)

#### 5-3. 提出方法

「5-2. 提出先」の [Web入力フォーム](#) で以下の①～⑪をご入力いただき、⑫に提出資料をアップロードしてください。アップロードファイル名は半角英数字とし、アップロードするファイルを提出資料毎に作成し、全てPDF形式で、1つのzipファイルにまとめてください。

提出時に受付番号を付与します。再提出時には、初回の受付番号を入力してください。再提出の場合は、再度、全資料を再提出してください。提出された提案書を受理した際には、代表法人連絡担当者宛に提案受理のメールを送付いたします。

##### ■入力項目

- ① 事業名
- ② 代表法人番号 (13桁)
- ③ 代表法人名称
- ④ 代表法人連絡担当者氏名
- ⑤ 代表法人連絡担当者職名
- ⑥ 代表法人連絡担当者所属部署
- ⑦ 代表法人連絡担当者所属住所
- ⑧ 代表法人連絡担当者電話番号
- ⑨ 代表法人連絡担当者Eメールアドレス
- ⑩ 共同提案法人名 (複数の場合は、列記)
- ⑪ 初回の申請受付番号 (再提出の場合のみ)

- ⑫ 提出資料（下記添付書類のアップロード） ※合計で100MB以下

■添付書類

- ① 様式1. 提案書
- ② 添付資料1. 利害関係の確認について
- ③ 添付資料2. 再委託理由及びその業務内容 ※該当の場合のみ
- ④ 添付資料3. ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況について
- ⑤ 添付資料4. NEDO事業遂行上に係る情報管理体制等の確認票
- ⑥ 提案者に関する情報（再委託先を含めて提案をする場合はすべての企業分）
  - ・ 会社経歴書（NEDOと過去1年以内に契約がある場合を除く）（会社経歴、事業部・研究所等の組織等に関する説明書）
  - ・ 直近の事業報告書及び直近3年分の財務諸表（原則、円単位：貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書）※なお、審査の過程で、必要に応じて財務に関する追加資料の提出を求める場合があります。
  - ・ NEDOが提示した契約書（案）（本公募用に特別に掲載しない場合は、標準契約書を指します）に合意することが提案の要件となりますが、契約書（案）について疑義がある場合は、その内容を示す文書を添付してください。  
調査委託契約標準契約書  
[https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/2023\\_3yakkan\\_chousa.html](https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/2023_3yakkan_chousa.html)
  - ・ 提案書類は、日本語で作成していただきますが、提案者が外国企業等であって提案書類を日本語以外の言語で作成し、日本語に翻訳したものである場合は、参考としてその原文の写しを添付してください。

5-4. 提出にあたっての留意事項

- ① 提案書は日本語で作成してください。
- ② 再提出は受付期間内であれば何度でも可能です。同一の提案者から複数の提案資料が提出された場合は、最後の提出のみを有効とします。
- ③ 登録、応募内容確認、送信ボタンを押した後、受付番号が表示されるまでを受付期間内に完了させてください。（受付番号の表示は受理完了とは別です。）
- ④ 入力・アップロード等の操作途中で提出期限を過ぎて操作が完了できなかった場合は、受け付けません。
- ⑤ 通信トラフィック状況等により、入力やアップロードに時間がかかる場合があります。特に、提出期限直前は混雑する可能性がありますので、余裕をもって提出してください。
- ⑥ 「3. 応募要件」を満たさない者の提出書類又は不備がある提出書類は受理できません。

- ⑦ 受理後であっても、応募要領の不備が発覚した場合は、無効となる場合があります。
- ⑧ 本業務の一部を再委託する場合は、再委託の額の制限等、調査委託契約約款に記載の関連する条項を遵守する必要があります（再委託の額は、NEDOと委託先との契約金額の50%未満です）。
- ⑨ 委託先の選定に係る審査は、本公募要領「8-2. 審査基準」に基づき受理した提案資料を審査しますが、必要に応じてヒアリングや追加資料の提出等を求める場合があります。

## 6. 秘密の保持

NEDO は、提出された提案書について、公文書等の管理に関する法律に基づく行政文書の管理に関するガイドラインに沿い定められた関係規程により、厳重な管理の下、一定期間保存します。この際、取得した個人情報については、法令等に基づく場合の提供を除き、研究開発の実施体制の審査のみに利用しますが、特定の個人を識別しない状態に加工した統計資料等に利用することがあります。

また、プロジェクト名、応募件名、研究者名、所属機関名、予算額、実施期間及びこれらを集約した情報は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成13年法律第140号）第5条第1号イに定める「公にすることが予定されている情報」として取り扱われます。

## 7. 説明会の開催

下記のとおり説明会を開催し、当該委託業務及び提案公募に係る内容、契約に係る手続き、提案書類等を説明しますので、応募を予定される方は可能な限り出席してください。なお、説明会は日本語で行います。

出席希望の方は、メールタイトルに「MPM 2023 公募説明会出席登録」と必ず記入した上で、メール本文に、①所属機関名、②出席者氏名（接続 PC 管理者等）、③出席者の連絡先（TEL、電子メールアドレス）を記入し、2023年4月25日正午までにイノベーション推進部 MPM 担当（[MPM@nedo.go.jp](mailto:MPM@nedo.go.jp)）までご連絡ください。担当が受付し次第、③の電子メールアドレス宛に URL をお送りします。順次対応いたしますが、前日正午までにご案内が届いていない場合は、大変お手数ですが担当までご確認ください。なお、人数制限等を設ける予定はございませんので、出席希望の全ての方にご登録いただきたく、情報管理上、ご登録のない方への URL の転送はご遠慮ください。

- 日時 : 2023年4月27日（木）10時00分～11時00分
- 開催方法 : オンライン（Microsoft Teams）

なお、説明会資料をNEDOホームページに後日、掲載しますのでご確認ください。

## 8. 委託先の選定

### 8-1. 審査

外部有識者による採択審査委員会（ヒアリング審査）と NEDO 内の契約・助成審査委員会の二段階で審査します。契約・助成審査委員会では、採択審査委員会の結果を踏まえ、NEDO が定める基準等に基づき、最終的に実施者を決定します。審査の過程において、必要に応じて資料の追加等をお願いする場合があります。

なお、委託先の選定は非公開で行われ、審査の経過等、審査に関する問い合わせには応じられませんのであらかじめご了承ください。

### 8-2. 審査基準

#### ① 採択審査の基準

ア) 目的・実施内容が仕様書の内容と合致しているか

一 試行的な取組も含めて、提案者が最適かつ効果的に業務目的を達成できるように、バランスよく企画検討された計画を提案されていること。

イ) 提案する方式・方法に工夫があり優れているか

一 仕様書に記載のある実施内容に呼応する形式で項目を立てて、定義、方法、考え方等について説明した上で、課題選定と対応策、重要点、取りまとめ手法をわかりやすく整理されていること。

ウ) 業務実施における課題とその解決に向けた取り組みの内容が明確かつ実現の可能性があるか

一 全体スケジュールにおいて、どこに位置づけされるのか、事業期間における時間軸がわかるようにした上で、アウトプットイメージ、独自性がわかるように提案されていること。

エ) 業務を遂行するための高い能力を有するか（関連する実績等）

一 日本全国に所在する大学等もしくは特定の大学等技術シーズ等、大学発スタートアップの経営や技術的な事業化ニーズ等の情報に精通しており、大学等の産学連携部門や研究推進部門、及び企業の産学連携部門等と連携でき、それらの実績を有していること。

オ) 提案する実施計画（実施体制、人員等を含む）が適切かつ実行可能性が高いものか

一 大学発スタートアップに対する多様なマッチング支援の実績及び広く大学等にアプローチ可能なネットワークや情報量を有する実施体制を整え、多様な大学等の技術シーズと経営人材を必要とする大学発スタートアップのニーズにも対応する効率的なマッチング手法に関するアイデアやノウハウ等を有していること。

カ) ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等を受けているか※

### ※ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況

平成28年3月22日にすべての女性が輝く社会づくり本部において、社会全体で、女性活躍の前提となるワーク・ライフ・バランス等の実現に向けた取組を進めるため、新たに、女性活躍推進法第20条に基づき、総合評価落札方式等による事業でワーク・ライフ・バランス等推進企業をより幅広く加点評価することを定めた「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」が決定されました。本指針に基づき、女性活躍推進法に基づく認定企業（えるぼし認定企業）、次世代育成支援対策推進法に基づく認定企業（くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）、若者雇用促進法に基づく認定企業（ユースエール認定企業）に対しては加点評価されることとなります。

#### ② 契約・助成審査委員会の選考基準

- i. 調査の目標がNEDOの意図と合致していること
- ii. 調査の方法、内容等が優れていること
- iii. 調査の経済性が優れていること
- iv. 関連分野の調査等に関する実績を有すること
- v. 当該調査を行う体制が整っていること
- vi. 経営基盤が確立していること
- vii. 当該調査等に必要な研究員等を有していること
- viii. 委託業務管理上NEDOの必要とする措置を適切に遂行できる体制を有していること

#### 8-3. 委託先の公表及び通知

##### ① 採択結果の公表等

採択した案件（実施者名、業務概要等）はNEDOのウェブサイト等で公開します。不採択とした案件については、不採択とした理由とともに提案者へ通知します。

##### ② 採択審査委員の氏名の公表について

採択審査委員の氏名は、採択案件の公表時に公表します。

##### ③ 附帯条件

採択にあたって条件（提案した再委託を認めない、他の機関との共同実施とすること等）を付す場合があります。

#### 8-4. スケジュール

2023年4月18日	: 公募開始
4月25日	: 公募説明会申込締切
4月27日	: 公募説明会

5月29日	: 公募締切（12時アップロード完了）
6月下旬（予定）	: 採択審査委員会（外部有識者による審査） ヒアリング審査を予定
7月上旬（予定）	: 契約・助成審査委員会
7月中旬（予定）	: 委託先決定、公表
7月下旬（予定）	: 契約、業務開始

## 9. 留意事項

### 9-1. 契約及び委託業務の事務処理等について

新規に調査委託契約を締結するときは、最新の調査委託契約約款を適用します。また、委託業務の事務処理は、NEDOが提示する事務処理マニュアルに基づき実施していただきます。なお、委託業務事務処理やプロジェクトマネジメントに関する一連の手続きについては、NEDOが運用する「NEDOプロジェクトマネジメントシステム」を利用していただくことが必須になります。

なお、利用に際しては利用規約 (<https://www.nedo.go.jp/content/100906708.pdf>) に同意の上、利用申請書を提出していただきます。

#### 【参考】

- ・委託事業の手続き：約款・様式 <https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/yakkan.html>
- ・委託事業の手続き：マニュアル <https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/manual.html>

### 9-2. ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況

提案書の実施体制に記載される委託先について、女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）、次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）、若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）の状況を記載していただきます。詳細は「ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況について」（添付資料3）をご覧ください。

### 9-3. NEDO事業遂行上に係る情報管理体制等の確認票及び対応するエビデンス（添付資料4）

提案書の実施体制に記載する全ての提案者（再委託等は除く。）において、調査を実施する上で取得又は知り得た保護すべき一切の情報（機微情報）に関して、機微情報の保持に留意して漏えい等防止する責任を負うことから、確認票及び対応するエビデンスを提出していただきます。

なお、情報管理体制等を有することを提案者の応募要件としているため、全ての確認項目に対して、対応する必要があります。（仮に、未対応の場合には応募要件を満たさないものとなります。）



#### 9-4. 公的研究費の不正な使用及び不正な受給への対応

公的研究費の不正な使用及び不正な受給（以下「不正使用等」という。）については、「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」（平成 20 年 12 月 3 日経済産業省策定。以下「不正使用等指針」という。※1）及び「補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等の措置に関する機構達」（平成 16 年 4 月 1 日 16 年度機構達第 1 号。NEDO 策定。以下「補助金停止等機構達」という。※2）に基づき、NEDO は資金配分機関として必要な措置を講じることとします。併せて本業務の事業実施者も機関として必要な対応を行ってください。

本業務及び府省等の事業を含む他の研究資金において、公的研究費の不正使用等があると認められた場合、以下の措置を講じます。

※1. 「不正使用等指針」についてはこちらをご参照ください：経済産業省ウェブサイト  
[https://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu\\_kakushin/innovation\\_policy/kenkyu-fusei-shishin.html](https://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html)

※2. 「補助金停止等機構達」についてはこちらをご覧ください：NEDO ウェブサイト  
[https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu\\_index.html](https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html)

##### ① 本業務において経費の不正使用等があると認められた場合

- i. 当該経費について、不正の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただきます。
- ii. 不正使用等を行った事業者等に対し、NEDO との契約締結や補助金等の交付を停止します。  
（補助金停止等機構達に基づき、処分した日から最大 3 年間の契約締結・補助金等交付の停止の措置を行います。）
- iii. 不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者（善管注意義務に違反した者を含む。以下同じ。）に対し、NEDO の事業への応募を制限します。  
（不正使用等指針に基づき、不正の程度などにより、原則、当該研究費を返還した年度の翌年度以降 1～5 年間の応募を制限します。また、個人の利益を得るための私的な流用が確認された場合には、10 年間の応募を制限します。）
- iv. 府省等他の資金配分機関に対し、当該不正使用等に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正使用等を行った者及びそれに共謀した研究者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関から NEDO に情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。他府省の研究資金において不正使用等があった場合にも i～iii の措置を講じることがあります。
- v. 不正使用等の行為に対する措置として、原則、事業者名（研究者名）及び不正の内

容等について公表します。

② 「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」（平成 20 年 12 月 3 日経済産業省策定）に基づく体制整備等の実施状況報告等について

本業務の契約に当たり、各機関では標記指針に基づく研究費の管理・監査体制の整備が必要です。

体制整備等の実施状況については、報告を求める場合がありますので、求めた場合、直ちに報告するようにしてください。なお、当該年度において、既に、府省等を含め別途の研究資金への応募等に際して同旨の報告書を提出している場合は、この報告書の写しの提出をもって代えることができます。

また、NEDO では、標記指針に基づく体制整備等の実施状況について、現地調査を行う場合があります。

9-5. 研究活動の不正行為への対応

研究活動の不正行為（ねつ造、改ざん、盗用）については「研究活動の不正行為への対応に関する指針」（平成 19 年 12 月 26 日経済産業省策定。以下「研究不正指針」という。

※3）及び「研究活動の不正行為への対応に関する機構達」（平成 20 年 2 月 1 日 19 年度機構達第 17 号。NEDO 策定。以下「研究不正機構達」という。※4）に基づき、NEDO は資金配分機関として、本業務の事業実施者は機関として必要な措置を講じることとします。そのため、告発窓口の設置や本業務及び府省等他の研究事業による研究活動に係る研究論文等において、研究活動の不正行為があると認められた場合、以下の措置を講じます。

※3. 研究不正指針についてはこちらをご参照ください：経済産業省ウェブサイト

[https://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu\\_kakushin/innovation\\_policy/kenkyu-fusei-shishin.html](https://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html)

※4. 研究不正機構達についてはこちらをご参照ください：NEDOウェブサイト

[https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu\\_index.html](https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html)

① 本業務において不正行為があると認められた場合

- i. 当該経費について、不正行為の重大性を考慮しつつ、全部又は一部を返還していただくことがあります。
- ii. 不正行為に関与した者に対し、NEDO の事業への翌年度以降の応募を制限します。  
（応募制限期間：不正行為の程度などにより、原則、不正があったと認定された年度の翌年度以降 2～10 年間）
- iii. 不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文等の責任者としての注意義務を怠ったことなどにより、一定の責任があるとされた者に対し、

NEDO の事業への翌年度以降の応募を制限します。

(応募制限期間：責任の程度等により、原則、不正行為があったと認定された年度の翌年度以降 1～3 年間)

- iv. 府省等他の資金配分機関に当該不正行為に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正行為に関与した者及び上記iiiにより一定の責任があるとされた者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金による事業への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関から NEDO に情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。
- v. NEDO は不正行為に対する措置を決定したときは、原則として、措置の対象となった者の氏名・所属、措置の内容、不正行為が行われた研究資金の名称、当該研究費の金額、研究内容、不正行為の内容及び不正の認定に係る調査結果報告書などについて公表します。

## ② 過去に国の研究資金において不正行為があったと認められた場合

国の研究資金において、研究活動における不正行為があったと認定された者（当該不正行為があったと認定された研究の論文等の内容について責任を負う者として認定された場合を含む。）については、研究不正指針に基づき、本業務への参加が制限されることがあります。

なお、本業務の事業実施者は、研究不正指針に基づき研究機関として規定の整備や受付窓口の設置に努めてください。

## ③ NEDO における研究不正等の告発受付窓口

NEDO における公的研究費の不正使用等及び研究活動の不正行為に関する告発・相談及び通知先の窓口は以下のとおりです。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 リスク管理統括部

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310

TEL : 044-520-5131

FAX : 044-520-5133

電子メール : [helpdesk-2@ml.nedo.go.jp](mailto:helpdesk-2@ml.nedo.go.jp)

ウェブサイト：研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等に関する告発受付窓口

[https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu\\_index.html](https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html)

(電話による受付時間は、平日：9時30分～12時00分、13時00分～18時00分)

#### 9-6. 国立研究開発法人の契約に係る情報の公表

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）に基づき、採択決定後、「契約に係る情報の公表について」（参考資料2）のとおり、NEDOとの関係に係る情報をNEDOのウェブサイトで公表することがございます。ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。なお、案件への応募をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了知願います。

#### 9-7. 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）

- a. 我が国では、我が国を含む国際的な平和及び安全の維持を目的に、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）（以下「外為法」という。）に基づき輸出規制\*が行われています。外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則外為法に基づく経済産業大臣の許可を受ける必要があります。

※我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と②リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、一定の要件（用途要件・需要者要件又はインフォーム要件）を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）から成り立っています。

- b. 貨物の輸出だけでなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を外国の者（非居住者）に提供する場合等は、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メール・CD・USBメモリなどの記録媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。
- c. 本委託事業を通じて取得した技術等を輸出（提供）しようとする場合についても、規制対象となる場合がありますのでご注意ください。経済産業省から指定のあった事業については委託契約締結時において、本委託事業により外為法の輸出規制に当たる貨物・技術の輸出が予定されているか否かの確認、及び輸出の意思がある場合は、管理体制の有無について確認を行います。輸出の意思がある場合で、管理体制が無い場合は、輸出又は本委託事業終了のいずれか早い方までの体制構築を求めます。なお、同確認状況については、経済産業省の求めに応じて、経済産業省に報告する場合があります。また、本委託事業を通じて取得した技術等について外為法に係る規制違反が判明した場合には、契約の全部又は一部を解除する場合があります。
- d. 安全保障貿易管理の詳細については以下をご覧ください。

・経済産業省：安全保障貿易管理（全般） <http://www.meti.go.jp/policy/ampo/>

(Q&A <http://www.meti.go.jp/policy/anpo/qanda.html>)

- ・ 一般財団法人安全保障貿易センター モデル内部規程  
<https://www.cistec.or.jp/export/jisyukanri/modelcp/modelcp.html>
- ・ 安全保障貿易ガイダンス（入門編）  
<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/guidance.html>
- ・ 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）  
[https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law\\_document/tutatu/t07sonota/t07sonota\\_jishukanri03.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf)
- ・ 大学・研究機関のためのモデル安全保障貿易管理規程マニュアル  
<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/daigaku/manual.pdf>

## 10. 問い合わせ

本公募に関するお問い合わせは、以下の問い合わせ先までE-mailでお願いします。但し、審査の経過等に関するお問い合わせには応じられません。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構  
イノベーション推進部 MPM担当 馬場、青木、横山、石嶋  
E-mail : [MPM@nedo.go.jp](mailto:MPM@nedo.go.jp)

## 11. NEDO 事業に関する業務改善アンケート

NEDO では、NEDO 事業に関する業務改善アンケートを常に受け付けております。

ご意見のある方は、以下リンクの「7. NEDO 事業に関する業務改善アンケート」から、ご意見お寄せいただければ幸いです。なお、内容については、本業務に限りません。

<[https://www.nedo.go.jp/shortcut\\_jigyuu.html](https://www.nedo.go.jp/shortcut_jigyuu.html)>